新潟県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和元年12月27日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第38号

新潟県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則(昭和52年新潟県規則第42号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下「削除条」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び削除条を除く。以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(犬又は <u>猫</u> の引取りの申請等)	(犬又は <u>ねこ</u> の引取りの申請等)
第19条 条例第19条第1項第6号に規定する犬又は	第19条 条例第19条第1項第6号に規定する犬又は
猫の引取りを申請する者又は同項第7号に規定す	<u>ねこ</u> の引取りを申請する者又は同項第7号に規定
る飼い犬の返還を受けようとする者は、別記第16	する飼い犬の返還を受けようとする者は、別記第
号様式による <u>犬又は猫の引取申請書</u> 又は別記第17	16号様式による <u>犬又はねこの引取申請書</u> 又は別記
号様式による抑留犬返還申請書を知事に提出しな	第17号様式による抑留犬返還申請書を知事に提出
ければならない。	しなければならない。
	(書類の経由)
	第20条 前条に規定する犬又はねこの引取申請書
	は、当該書類を提出する者が居住する市町村の長
	を経由して提出しなければならない。ただし、や
	むを得ない理由により市町村の長を経由すること
	が困難であるときは、この限りでない。
第16号様式(第19条関係)	第16号様式(第19条関係)
(略)	(略)
犬又は猫の引取申請書	犬又は猫の引取申請書
(略)	(略)
(略) 頭	(略) 匹
· ···	
(略)	(略)
\FH/	\ru/

附 則

この規則は、令和2年1月1日から施行する。ただし、別記第16号様式の改正は、同年4月1日から施行する。